

勝浦市総合計画中期基本計画策定業務委託に係るプロポーザル実施要領

1. 目的

勝浦市では、令和5年に本市のまちづくりにおける最も基本となる最上位の計画である勝浦市の目指すまちの姿（将来都市像）の実現に向けた施策や取組を総合的かつ体系的に定めた指針として勝浦市総合計画（令和5年度から令和16年度）を策定し、前期基本計画（令和5年度から令和8年度まで）に基づき、各施策を推進してきたところです。

本業務は、前期基本計画及び前期実施計画の計画期間が令和8年度で終了することに加え、本市を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応するため、令和9年度から令和12年度までの4年間を計画期間とした勝浦市総合計画中期基本計画を策定することを目的とする。

本業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式によって企画提案を募集し、最も優れた提案をした者を当該業務の委託に係る随意契約の締結候補者として選定する。

2. 業務の概要

（1）業務名

勝浦市総合計画中期基本計画策定業務

（2）業務内容

別紙「勝浦市総合計画中期基本計画策定業務委託仕様書」のとおり

（3）業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月中旬まで（令和7年度・令和8年度）

※契約時期 令和7年11月上旬（予定）

（4）委託料上限金額

金11,440,000円（消費税及び地方消費税含む）

ただし、令和7年度業務実施分として支払う委託料の上限は、原則次のとおりとする。

金5,720,000円（消費税及び地方消費税含む）

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

（2）本公募開始日において法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

（3）勝浦市入札参加資格名簿に登載されている者であること。

（4）本プロポーザル募集開始日から企画提案書の提出期限までの間において、本市及び千

- 葉県から指名停止または指名回避の措置を請けている期間が存在しない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てをしていない者又は更正手続開始の申立てをなされていない者。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者。
- (7) 勝浦市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条各号のいずれにも該当しない者。

4. 説明会

実施しない。

5. 実施要領等の配布（公募開始）

- (1) 配布日時 令和7年9月24日（水）から 令和7年10月20日（月）まで
※窓口での配布は、土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所 勝浦市役所企画課政策推進係窓口または市ホームページからダウンロードとする。
〒299-5292 千葉県勝浦市新官1343-1 勝浦市役所4階
※勝浦市公式ホームページ（<https://www.city.katsuura.lg.jp/>）

5. 本プロポーザルの実施スケジュール（予定）

内容	期日
公募開始（実施要領等の配布）	令和7年9月24日（水）
質問の提出期限	令和7年10月3日（金）正午まで
質問の回答期日	令和7年10月7日（火）
参加意向申出書等の提出期限	令和7年10月14日（火）午後5時まで
企画提案書の提出期限	令和7年10月20日（月）午後5時まで
プレゼンテーション実施日	令和7年10月30日（木）
審査結果通知（予定）	プレゼンテーション実施日より1週間以内

6. プロポーザルに係る質問及び回答

本プロポーザルに関する質問等の取扱は次のとおりとします。

- (1) 提出様式 様式第2号
- (2) 提出期限 令和7年10月3日（金）正午まで（必着）
- (3) 提出先 勝浦市 企画課 政策推進係 宛て
メールアドレス seisaku-k@city-katsuura.jp

- (4) 提出方法 質問書（様式第2号）に記入し、上記アドレスに電子メールにより送信すること。
※件名は「勝浦市総合計画中期基本計画策定業務委託についての質問」にすること。
※メール送信後、電話にて到着確認をすること。
- (5) 回答方法 質問に対する回答は、10月7日（火）までに、勝浦市公式ホームページに掲載する。
- (6) 注意事項 電話又は口頭による質問、質問期限後の質問は受け付けない。加えて「公平な審査に影響を及ぼす質問」「明らかに参加意思のない者からの質問」「本件に無関係の質問」等に対しては、市の一存により回答しない。

7. 参加意向申出書等の提出について

（1）提出書類

本プロポーザルの参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

- ① 参加意向申出書（様式第1号）：1部
- ② 登記事項証明書（写し可）：1部
- ③ 税証明書（法人税・法人事業税・法人住民税・消費税及び地方消費税に係る納税証明または未納がないことを証明した書類）
- ④ 事業者概要（様式第3号）：1部

（2）提出期限 令和7年10月14日（火）午後5時まで（必着）

（3）提出先 〒299-5292 千葉県勝浦市新官1343-1
勝浦市 企画課 政策推進係（勝浦市役所4階）

（4）提出部数 1部

（5）提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時まで）又は書留郵便

8. 企画提案書の作成及び提出について

（1）提出書類

本プロポーザルに参加意向を申し出た場合は、下記の書類等を作成し提出すること。

- ①企画提案書の表紙（様式第4号）：正本1部（代表者印押印）、副本10部
 - ②企画提案書（任意様式） 正本1部、副本10部
 - ③見積書（任意様式） 正本1部、副本10部
- ※委託料（消費税及び地方消費税を含む。）を算用数字で記入すること。
※「2. 業務の概要（4）」の委託料上限額を超えることはできない。

- ④見積額の内訳（任意様式） 正本1部、副本10部
 - ⑤業務実施体制（様式第5号）：正本1部、副本10部
 - ⑥業務実施スケジュール（様式第6号）：正本1部、副本10部
- （2）提出期限 令和7年10月20日（月）午後5時まで（必着）
※この期限までに必要書類のすべての提出がない場合は、辞退したものとする。
- （3）提出先 〒299-5292 千葉県勝浦市新官1343-1
勝浦市 企画課 政策推進係（勝浦市役所4階）
- （4）提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時まで）又は書留郵便

9. 選考について

- （1）選考方法
- 審査は、応募資格に掲げる条件をすべて満たしていることを事務局で確認のうえ、別途、勝浦市総合計画策定業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱に基づく勝浦市総合計画策定業務委託プロポーザル審査委員会において、プレゼンテーション等を経て審査を行い、最も優れた企画提案者を優先交渉権者とする。なお、応募多数の場合は、書面による一次審査を行う場合がある。
- （2）評価項目及び配点
- 別紙「勝浦市総合計画中期基本計画策定業務委託業者選定審査基準表」のとおり。
- （3）プレゼンテーションの実施
- ① 実施日：令和7年10月30日（木）
 - ② 場所：勝浦市役所4階 403会議室
 - ③ 提案時間：20分（※入退出及び準備・撤収に要する時間は含まない。）
 - ④ 質疑応答：10分
 - ⑤ その他
 - ア. 必要に応じて、追加資料による説明を可とします。
 - イ. パソコン画面等をプロジェクター等によりスクリーンに投影する方法で提案及び説明を行うのは可能。その場合、市が用意したプロジェクター、HDMIコード、スクリーン及び電源を使用することができるが、その他に必要な機材等は企画提案者が持参すること。
 - ウ. 機材等の準備及び撤収に要する時間は提案時間に含めない。但し、企画提案者の責に帰すべき事由により、準備時間が5分を超えた場合は超過分を提案時間から差し引く。
 - エ. プrezentationの時刻及び場所は、企画提案者に別途通知する。

10. 選定方法

- (1) 審査委員ごとの審査において、合計得点第1位として審査委員の数が一番多かった企画提案者を、優先交渉権者として選定する。
- (2) 合計得点第1位とした審査委員の数が一番多かった企画提案者が複数となった場合は、全ての委員の合計得点の合計（以下「総合得点」という。）が最も大きい企画提案者を優先交渉権者として選定する。
- (3) (2) に規定する選定を経ても決定しない場合は、審査会に出席しているすべての委員による協議により優先交渉権者を選定する。
- (4) 上記（1）（2）または（3）に規定により最上位となった企画提案者の総合得点が満点の6割に満たない場合は、優先交渉権者として選定せず、該当者なしとする。
- (5) 企画提案者が1者であっても審査は行うものとし、審査の結果において総合得点が満点の6割以上である場合に選定する。

11. 審査（選定）結果

審査結果は、すべての参加者にメールまたは郵送で通知する。

12. 失格事項

- 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合。
 - (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合。
 - (3) 実施要領で示された、提出期日・提出場所・提出方法及び提出書類の作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
 - (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
 - (5) プレゼンテーションに正当な理由なく遅刻・欠席をした場合。
 - (6) 価格提案書の金額が「2. 業務の概要（4）」の委託料上限額に記載した金額を超過した場合。

13. 委託契約の締結

選定した優先交渉権者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意をしたのちに契約を締結する。

- (1) 契約時期
令和7年11月上旬（予定）
- (2) 業務委託期間
契約締結の日から令和9年3月中旬まで（令和7年度・令和8年度）

（3）契約に当たっての主な留意事項

- ① 契約に当たっては、協議の上、企画提案内容（事業費含む）の一部を変更させていただく場合がある。
- ② 提案された企画内容を元に業務委託仕様書を作成し、契約するものとする。
(別紙提案仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書の作成については、受託者決定後に協議の上、市が作成する。)
- ③ 契約締結に当たっては、契約保証金として当該契約金額の100分の1以上の納めることとします。なお、財務規則（勝浦市規則第4号）第140条各号に該当する場合は免除とします。
- ④ 委託費の支払いについては、各年度ごとの業務実施分の精算払いとする。
- ⑤ 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、あらかじめ市の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

11. その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る費用は、参加者の負担とする。
また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することはあるが、この場合、本公募型プロポーザルに要した費用を勝浦市に請求することはできない。
- (2) 参加意向申出書を提出した後に申込みを辞退する場合は、書面（任意様式）により届け出るものとする。
- (3) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (4) 提出された参加意向申出書等は返却しません。なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外に使用しない。
- (5) 著作権等の権利
企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。但し、勝浦市と契約に至った者が作成した企画提案書については無償で使用（複製・転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (6) 参加意向申出書等は原則として公開しない。
- (7) 審査経過や結果への問合せには応じないこととする。
- (8) 審査結果に関する異議は一切受け付けない。
- (9) 審査経過及び結果は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (10) 言語及び通貨単位
手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

12. 問い合わせ先

〒299-5292 千葉県勝浦市新官1343番地の1 勝浦市役所4階

勝浦市 企画課 政策推進係

TEL 0470-73-6654

FAX 0470-73-9066

電子メールアドレス seisaku-k@city-katsuura.jp

(参考)

○地方自治法施行令第167条の4

(一般競争入札の参加者の資格)

第一百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○勝浦市暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。